

災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と神奈川県タクシー協会横浜支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における人員等の輸送に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時等に甲が乙に対してタクシーによる人員等の輸送の協力を求めるときに必要な事項について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、次条に掲げる業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、業務の内容及び期間等を指定して文書（様式第1号（以下「協力要請書」という。））で協力要請を行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 前項に規定する協力要請は、甲の市域内を基本とし、乙の営業可能範囲内とする。

3 乙は、第1項の規定により甲から協力要請を受けたときは、甲の必要とする業務を可能な限り実施するように努めるものとし、その措置の状況を速やかに甲に報告するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 建築調査班・宅地調査班等の災害対応に関する本市職員の輸送業務
- (2) 他都市応援判定士、民間ボランティア判定士の輸送業務
- (3) その他甲が必要とするタクシーによる支援業務

（業務の報告）

第4条 乙は、甲から要請のあった業務を実施したときは、速やかにその業務内容等を文書（様式第2号（以下「協力報告書」という。））で甲に報告するものとする。

2 甲は前項で報告された協力報告書の内容を、協力要請書や記録した利用実績と照合して確認し、必要に応じて乙に修正を求めるものとする。

（費用の負担）

第5条 前条の規定により確認された、乙が実施した業務に要した経費等については、甲が

負担するものとし、その費用は通常の実費として甲乙が協議して定めるものとする。その他費用が発生する場合は、甲乙が別途協議して定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。
2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、提供したタクシーが故障その他の理由により運行できなくなったときは、速やかに代替タクシーを手配して、運行の継続に努めるものとする。
2 乙は、第3条各号に規定する業務の実施に際し事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

(補償)

第8条 乙が第3条の業務を実施した場合において、その業務に従事した者(以下「従事者」という。)が、当該業務に起因する死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となったとき、又はその業務に使用した車両が、汚損、若しくは損傷(以下、「車両の損傷等」という。)したときは、甲は、次に掲げる場合を除き、その損害を補償する。この場合において、従事者に対する補償は、横浜市震災対策条例(平成25年2月28日横浜市条例第4号)に定めるところに準じて行うものとする。

- (1) 乙又は従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
なお、保険給付の対象外となる自然災害起因の車両の損傷等については、甲、乙及び従事者3者協議の上定める
- (3) 補償の支給を受ける原因が、第三者の行為によるものであって、当該第三者及びその関係者から補償を受けることができる場合

(緊急時連絡表の提出)

第9条 甲及び乙は、協定成立の日及び毎年4月1日現在の緊急時連絡表(様式第3号)を作成し、相互に交換するものとする。
2 前項の規定は、年度途中で異動等があった場合についても準用する。

(訓練)

第10条 災害時に支障をきたさないよう、乙は、甲から要請があったときは、連絡体制、連絡方法等について確認し、可能な範囲内で甲が実施する訓練に協力するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度
 甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第 12 条 本協定の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただ
 し、本協定の有効期間が満了する 2 か月前までに甲又は乙から特段の申出がないときは、
 同一内容で更に 1 年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自
 1 通を保有する。

令和 3 年 3 月 30 日

甲 神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
 横浜市
 横浜市長 林 文子

乙 神奈川県横浜市中区日ノ出町 2 丁目 130 番地
 神奈川県タクシー協会横浜支部
 支部長 太田 宏

様式第1号（第2条関係）

タクシーによる輸送等の業務への協力要請書

年 月 日

神奈川県タクシー協会横浜支部
様

横浜市長

災害時等におけるタクシーによる人員等の輸送に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 応急危険度判定・被災宅地危険度判定等の災害対応に関する本市職員の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考（詳細）
	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

2 他都市応援判定士、民間ボランティア判定士の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考（詳細）
	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	別紙による

3 その他、甲が必要とするタクシーによる支援業務

内容・輸送人員数等	活動期間	輸送区間	備考（詳細）
	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

様式第2号（第4条関係）

タクシーによる輸送等の業務への協力報告書

年 月 日

横浜市長

神奈川県タクシー協会横浜支部
(氏名)

災害時等におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 応急危険度判定・被災宅地危険度判定等の災害対応に関する本市職員の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考（詳細）
	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

2 他都市応援判定士、民間ボランティア判定士の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考（詳細）
	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

3 その他、甲が必要とするタクシーによる支援業務

内容・輸送人員数等	活動期間	輸送区間	備考（詳細）
	(自) 月 日 (至) 月 日	から まで	

様式第3号（第9条関係）

緊急時連絡表

1. 横浜市

	窓口担当	平日	夜間・土日祝日	備考
第1順位		電話： FAX: E-MAIL:	電話： FAX:	
第2順位		電話： FAX: E-MAIL:	電話： FAX:	

2. 神奈川県タクシー協会 横浜支部

	窓口担当	平日	夜間・土日祝日	備考
第1順位		電話： FAX: E-MAIL:	電話： FAX:	
第2順位		電話： FAX: E-MAIL:	電話： FAX:	

3. 協定に協力しているタクシー会社

会社名	窓口担当	平日	夜間・土日祝日	備考
		電話： FAX: E-MAIL:	電話： FAX:	
		電話： FAX: E-MAIL:	電話： FAX:	